

業務委託仕様書

1 委託業務名：令和7年度インバウンド推進事業

2 目的

本市は、平成23年に九州新幹線全線開通を受けて、熊本県北唯一の駅である新玉名駅が開業している。新玉名駅は、熊本県北地域の玄関口としての役割を担っており、豊富な湧出量を誇る温泉や雄大な自然など地域資源に恵まれ、観光地としての地理的条件や多数の観光素材を持ち合わせている。しかし、平成8年の宿泊者数約20万人をピークに近年の宿泊者数は約10万人前後の横ばい状態が続き、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2～3年には約6万人に落ち込んだ。その後、コロナ禍の収束及び円安基調等の追い風を受け、今後外国人が訪れたい国に日本が1位に選ばれるなど、インバウンドは増加傾向にある。また、特に熊本県においては、TSMC進出の影響もあり、今後一層の経済効果が期待されている。

本市では平成25年度よりいちごマラソンを軸とした香港・台湾への旅行商品造成・プロモーションを行ってきたことにより、令和6年の海外からの年間宿泊者数は対前年比約186%の伸びとなった。よって、今年度も現地旅行エージェント等との関係を深め、本市ならではのコンテンツを活用し、インバウンド旅行商品の造成・販売に向けた海外向けセールスを展開することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

4 委託場所

市長が指定する場所

5 業務内容

- (1) インバウンド向け旅行商品造成に向けた香港・台湾等現地エージェントとの連絡調整・手配一式

内 容：ア 現地エージェントとの調整業務

イ 商品造成に係る旅行会社への協力対応

- (2) 香港・台湾向けいちごマラソン大会旅行商品造成

内 容：ア 旅行商品造成に係る企画・立案・募集・催行

イ 参加者へのノベルティ作成

- (3) 台湾とのマラソン交流協定に基づいた現地マラソン大会対応
内 容：台湾等で開催されるマラソン大会参加に伴う調整業務
- (4) 事業実施報告書の提出
 - ・仕 様 A4縦、横書き、左綴じ（グリーン購入法に適合したもの）
 - ・提出部数 3部
 - ※その他、事業内で制作した成果物についても提出を行う。

6 その他運営上の要件

- (1) 実施体制
実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 製作物等の委託先
製作物デザイン等の委託先を明らかにすること。
- (3) 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成
契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。
- (4) 本市事業との連携
玉名市が別に行う観光等関連業務と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること。
- (5) 契約後の業務
契約後の業務においては、玉名市と協議を重ねながら実施し、本仕様書に定めのない事項があった場合は、協議により変更することがある。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
受託者は、本業務の全部または一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 成果品の利用及び著作権
ア 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議のうえ決定するものとする。

イ 玉名市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（３）業務の履行に関する措置

玉名市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適當と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

（４）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じ知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。